

汚染の概要及び対応

西本町 3 丁目地内の事業所跡地において、事業者が自主的に実施した土壌及び地下水の汚染状況調査の結果、環境基準を超えるベンゼン（土壌溶出量、地下水濃度）を検出したとの報告がありました。

1 調査の概要

事業所跡地の 11 地点で土壌及び地下水を分析した結果、土壌溶出量基準を超えるベンゼンを 1 地点で、また地下水環境基準を超えるベンゼンを 2 地点で検出しました。

- ・ベンゼン（土壌溶出量濃度） 0.063mg/リットル
（※土壌溶出量基準=0.01mg/リットル）
- ・ベンゼン（地下水） 最大 0.075mg/リットル
（※地下水環境基準=0.01mg/リットル）

2 対応について

- ・検出地点は事業所の敷地内であり、現在は立入禁止（敷地周囲ロープで立ち入り禁止措置済み）場所であることを確認しています。
- ・周辺の飲用井戸の設置は確認できませんでした。
- ・今後、周辺の飲用以外の用途に供される井戸の地下水調査を行い、汚染の有無や汚染の広がりを把握します。
- ・事業者（報告者）は、基準不適合土壌を掘削除去し適正に処分する予定です。
- ・事業者（報告者）は、基準を超えた範囲の地下水の浄化を実施する予定です。

(参考)

○ベンゼンについて

- ・健康への影響…造血系への障害を及ぼすとされるほか、発がん性を有する物質とされている。
- ・用途…種々の化学製品（スチレン、フェノール、シクロヘキサン等）を合成するための原料として、多方面の分野で利用されている。